◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５８号（H26. 7. 25）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（７月１８日～７月２４日分）
（１）乗合バスとオートバイが衝突
（２）乗合バスの転落事故
（３）トラックが貸切バスに追突
（４）法人タクシーが乗用車と衝突
（５）トラックと乗用車の正面衝突事故
（６）トラックの酒気帯び運転事故
（７）トラックと乗用車の正面衝突事故
２．ﾎｲｰﾙ･ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
３．「第９回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
４．「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
５．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝７件】（７月１８日～７月２４日分）

（１）乗合バスとオートバイが衝突

７月２２日（火）午前７時２２分頃、静岡県内において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１３名を乗せて運行中、交差点を右折するため一時停止し、その後右折を開始したとき、右側後方から反対車線にはみ出して、当該バスを追い越そうとしたオートバイと衝突、当該オートバイは転倒し、そのまま滑走し

て道路反対側の電柱に衝突した。
この事故により、当該オートバイの運転者が死亡、当該バスの乗客及び運転者にケガはなかった。

（２）乗合バスの転落事故
７月２３日（水）午後４時２５分頃、北海道内の道道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客３名を乗せ走行中、運転者が一時的に意識朦朧となり左カーブを曲がらず道路右側に転落（落差５０ｃｍ）した。
この事故により、乗客２名が口や腕に軽傷を負った。
事故後運転者は、病院にて診断を受けたところ、「低カリウム血症」との診断を受けた。

（３）トラックが貸切バスに追突
７月２４日（木）午後６時頃、兵庫県の高速道路において、大阪府に営業所を置く貸切バスが乗客４８名と添乗員１名をのせて運行中、後方からトラックに追突された。
この事故により、貸切バスの乗客２名が救急搬送され、この他、乗客１名及び運転者１名が軽傷を負った模様。
事故当時、現場は渋滞しており、このため停車した貸切バスにトラックが追突した。

（４）法人タクシーが乗用車と衝突
７月２３日（水）午前１０時５分頃、神奈川県内において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１人を乗せ運行中、交差点左側より進入してきた小型乗用車と衝突した。
この事故で、タクシーは左後部ドア付近へ衝突され９０度スピンし街路樹へ前部より衝突、乗客の男性が救急搬送された。

（５）トラックと乗用車の正面衝突事故
７月２１日（月）午後３時３０分前頃、新潟県内の国道において、北海道に営業所を置くトラックが走行中、乗用車と正面衝突した。
この事故により、当該乗用車の運転者１名及び同乗者１名の計２名が死亡した。
事故当時、事故現場付近にて、当該乗用車が突然対向車線にはみ出してきたため、回避を試みたが間に合わず、正面衝突した模様。

（６）トラックの酒気帯び運転事故
７月２１日（月）午後８時４３分頃、岐阜県において、兵庫県に営業所を置くトラックが走行中にセンターラインを越えて、対向車線の車両と接触事故を起こし、その後民家の車庫に衝突した。
この事故により、当該トラックの運転者と対向車両の運転者の２名が軽傷を負った。

なお、民家の住人に負傷者はいない。
当該事業者が警察から得た情報では、当該トラックの運転者は酒気帯び運転であったとのこと。

（７）トラックと乗用車の正面衝突事故
７月２３日（水）午後４時２５分頃、徳島県内の高速道路において、同県に営業所を置くトラックが対向車線にはみ出した乗用車と正面衝突した。
この事故により乗用車は大破し、運転していた男性と助手席の女性の計２名が全身を強く打ち死亡した。大型トラックの運転者は足に軽傷を負った模様。
事故の影響で、高速道路が約５時間にわたり通行止めとなった。

◇◇◇

ムでお送りします。

セミナーの詳細・申込方法はNASVAのＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.nasva.go.jp/gaiyou/houdou01/2014/140630.html

◇◇◇

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。
警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

◇◇◇